

九州防衛局達第 10 号

改正 平成 24 年 9 月 3 日九州防衛局達第 12 号

改正 令和 3 年 3 月 31 日九州防衛局達第 7 号

改正 令和 5 年 3 月 31 日九州防衛局達第 5 号

九州防衛局の局議に関する達を次のように定める。

平成 19 年 9 月 1 日

九州防衛局長 原田 実

九州防衛局の局議に関する達

(目的及び設置)

第 1 条 九州防衛局（以下「局」という。）の所掌事務のうち重要事項についての運営の適正及び総合調整を図り、もって事務処理の円滑を期するため、局に局議を置く。

(組織)

第 2 条 局議は、局長、次長、防衛補佐官、会計監査官、総務部長、企画部長、調達部長、管理部長、総務課長及び会計課長並びに長崎防衛支局長及び熊本防衛支局長（以下「支局長」という。）をもって組織する。

(局議の種類)

第 3 条 局議は、定例局議及び臨時局議の 2 種類とする。

2 定例局議は、隔週ごと 1 回開催するものとする。

3 臨時局議は、緊急を要する場合にその都度開催するものとする。

(局議の議題)

第 4 条 局議の議題は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 所掌事務の計画、実施及び運用に関する基本的事項に関するもの

(2) 陳情及び請願書等の措置で重要なもの

(3) 前各号に掲げるもののほか、局議に諮ることを要するもの

2 議題は、局議の前週の金曜日までに総務課長へ提出するもの

とする。

(運営)

第5条 局議は、局長が招集するものとする。

2 支局長は、原則として毎月2回目の局議に出席するものとする。

また、支局長が出席しないその他の局議日については、長崎防衛支局においては支局次長、熊本防衛支局においては地方調整官又は建設調整官を出席させるものとする。

3 局長は、必要に応じ関係職員を出席させ議題について説明等をさせることができる。

(庶務)

第6条 局議の庶務は、総務課において行う。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成24年9月3日九州防衛局達第12号）

この達は、平成24年9月3日から施行する。

附 則（令和4年3月31日九州防衛局達第7号）

この達は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日九州防衛局達第7号）

この達は、令和5年4月1日から施行する。